申告は早めの事前準備を

問い合わせ　税務課　☎㊾2128

市県民税の申告の時期になりました。1月1日現在で市内にお住まいの方を対象に、申告を受け付けます。申告が必要な方は、申告期間中に申告をしてください。

また、申告の内容によっては、所得税の確定申告が必要となることがあり、市の会場での受付ができない場合があります。不明な場合は、事前に電話などで相談してください。

※　申告会場が混雑し、待ち時間が長くなることがあります。

申告が不要な方

○1つの会社のみから給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方

※　他に所得があれば申告の必要な場合があります。

○公的年金等を受給している方で一定の要件を満たす方（詳しくは9ページ）

申告が必要な方

○事業所得や不動産所得などがある方

○年の中途で退職し、再就職していないなど、勤務先で年末調整が済んでいない方

○土地、建物などを売却した方

市県民税申告受付日程

と　き			受付会場
2	18(月)	9時～16時	総合市民会館
	19(火)		
	20(水)		
	21(木)		
	22(金)		
	23(土)		※　2月23日(土)、24日(日)は休日ですが申告の受け付けを行います。
	24(日)	9時～12時	
	25(月)	9時～16時	
	26(火)	9時～12時	
	27(水)	10時15分～12時	阿多田島漁協 ※　阿多田地区の方のみ対象です。
		10時～12時	松ケ原集会所
	28(木)	9時～16時	コミュニティサロン玖波
3	1(金)	9時～12時	
	4(月)	10時30分～15時	農林振興センター
	5(火)	9時～16時	市役所（3階）
	6(水)		
	7(木)		
	8(金)		
	11(月)		
	12(火)		
	13(水)		
	14(木)		
	15(金)	9時～12時	

○生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金を受け取った方　など

※　申告結果によって、所得税が納付または還付になる場合があり、その内容は平成25年度の市県民税額に反映されます。申告の要否に迷う場合は、各会場で相談してください。

申告に必要なもの

○税務署から送付された申告書類や案内など

○公的年金源泉徴収票

○給与などの源泉徴収票

○生命保険の満期返戻金（一時金）や個人年金などを受け取った方は、その受取通知書や支払明細書など

○医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書（人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください）

○事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書（用紙は会場にあります。収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備しておいてください）

○生命保険料や地震保険料の控除証明書

○国民健康保険料や介護保険料などの社会保険料の納付確認書や領収書

※　市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（いずれも年金からの天引き分を除くものが記載）の納付確認書は1月下旬に送付しています。

○国民年金保険料控除証明書など

○配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額がわかるもの

○控除などの対象になる寄附金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類

○本人名義の口座番号などがわかるもの（所得税が還付になる場合）　など

○印鑑

期間内に申告しないと

○申告をしないと受けられない所得控除などがあります。

○世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。

○課税台帳記載事項証明書（所得などを証明するもの）の発行ができない場合があります。

申告受付日程と会場

申告受付の日程は表のとおりです。よく確認のうえお越しください。

また、申告書は自分で記入し、郵送することもできます。申告書類は申告会場と税務課にあります。

税の無料相談

中国税理士会が、無料の相談会を行います。

とき　2月22日(金)　9時～16時

ところ　総合市民会館

確定申告はお早めに

問い合わせ　廿日市税務署　☎0829㉜1217

平成24年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(土)から3月15日(金)までです。還付申告は、2月15日(金)以前でも行えます。

また、平成24年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、4月1日(月)が申告納付の期限となっています。平成24年分贈与税の申告期間は2月1日(金)から3月15日(金)までです。

確定申告の相談と受付

とき

2月18日(月)～3月15日(金)

8時30分～16時（受付）

9時～16時（相談）

※　土・日曜日は除きます。

ところ　廿日市税務署（廿日市地方合同庁舎）

申告会場

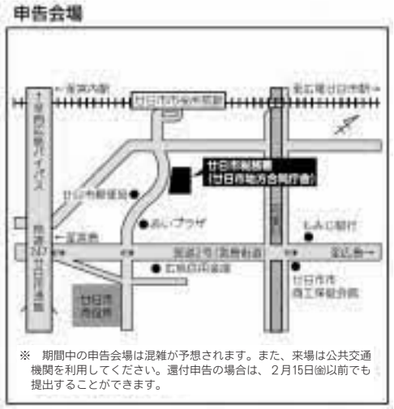

※　期間中の申告会場は混雑が予想されます。また、来場は公共交通機関を利用してください。還付申告の場合は、2月15日(金)以前でも提出することができます。

※　申告期間中の申告会場は混雑が予想されますので、来場は公共交通機関を利用してください。

確定申告書等の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や、青色申告決算書などが作成されます。また、作成したデータは「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

e-Taxをご利用ください

e-Taxを利用するメリット

①平成24年分の申告で最高3、000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に申告する場合は、最高3、000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）

②添付書類の提出省略

③還付がスピーディー

④所得税の確定申告期間中24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除く）

※　e-Taxの利用には、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入など、事前準備が必要です。

e-Taxホームページ

http://www.e-Tax.nta.go.jp/

ヘルプデスク

☎0570㉑5901

サラリーマンで所得税の確定申告が必要な方

○給与の収入金額が2、000万円を超える方

○給与を1カ所から受け、他の各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

○給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方　など

公的年金等を受給している方

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

納付期限と振替納税の利用について

納付には、便利な振替納税をご利用ください。振替納税をお申し込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日(金)までに税務署に提出ください。

○24年分申告所得税の納期限

3月15日(金)

4月22日(月)（口座振替）

○平成24年分消費税・地方消費税（個人事業者）の納期限

4月1日(月)

4月24日(水)（口座振替）